

随意契約理由書

件名	豊中市こども誰でも通園制度（仮称）の本格実地を見据えた試行的事業業務
契約の相手方	学校法人ひじり学園
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
随意契約理由	本事業は、令和5年（2023年）8月9日から令和6年（2024年）3月31日までの年間の期間においてプロポーザル方式により決定した「豊中市保育所等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業業務」に、新たに提供日時等を拡充した事業として実施する委託業務になります。 これらの業務は、こども家庭庁の多様な保育促進事業の実施（令和6年1月18日付こ成保第5号）において定めるこども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施要綱に基づき、豊中市が令和8年度から国が制度化・施行を予定する、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設を見据え、効果や課題を検証することを目的とするために実施するものです。 「豊中市保育所等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業業務」を実施した事業者へ委託させることにより、そのノウハウを活かした事業が実施でき、効果や課題の検証においても発展的なものが得られること、また、事業に要する保育材料等の消耗品・備品・設備改修等の経費においても新規事業者によるそれらより相対的に少なく済むことが期待できます。
備考	